

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和6年9月25日（水） 午前10時00分～午前10時33分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 6 番 今原ゆかり、
9 番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、 12番 柴口 征寛、
14番 黒川 美克、
オブザーバー
議長（4 番） 杉浦 康憲

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般7名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、財務G L、行政G L、
市民部長、市民窓口G L、経済環境G L、税務G L、
都市政策部長、土木G L、都市計画G L、防災防犯G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正について
- (2) 議案第50号 高浜市税条例の一部改正について
- (3) 議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- (4) 議案第52号 市道路線の認定について
- (5) 議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
- (6) 議案第61号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- (7) 議案第62号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- (8) 議案第63号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- (9) 議案第65号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- (10) 請願第1号 18歳高校生世代までの入院医療費無料化を求める請願
- (11) 請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳年度末まで拡大することを求める請願

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので御了承お願いいたします。

ただいまの出席委員は全員でございます。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る9月13日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり議案9件、請願2件でございます。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長

の黒川美克委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にごさいません。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

《議 題》

（１）議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第50号 高浜市税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

（３）議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

（４）議案第52号 市道路線の認定について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第52号の質疑を打ち切ります。

（５）議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

委員長 質疑を行います。

問（12） 主要新規事業No. 1の庁舎管理事業につきまして、庁舎にはいろんな人が訪れて何が起こるか分からないこともあり、今回の防犯カメラの庁舎への設置に関しては、職員さんや来庁される市民の方の身を守る上で必要な対応であると考えます。

その上で一点だけ確認させていただきます。これまで設置されていなかった庁内への防犯カメラの設置ということで、今回、1階と2階が対象となっておりますが、ほかのフロア、3階や地下への設置は入っておりません。このあたりの検討に関してはどうであったのかをお願いします。

答（行政） 今回は1階及び2階ということで、市民の方とのトラブルがあるようなところ、とりわけ金銭を取扱うようなところを対象とし、防犯カメラを最低限設置するものでございます。したがいまして、地下及び3階に対する設置はございません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第60号の質疑を打ち切ります。

（６）議案第61号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第61号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第62号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第63号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第63号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第65号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第65号の質疑を打ち切ります。

(10) 請願第1号 18歳高校生世代までの入院医療費無料化を求める請願

委員長 意見を求めます。

「委員長、動議。」と発声するものあり。

委員長 10番、北川委員。

意（10） 請願1号、請願3号が当委員会に付託をされておるわけですがけれども、この審査に当たって、意見だけではなくて、今日、紹介議員さんも委員会メンバーに見えますので、質疑をさせていただける機会を設けていただけないだろうかという動議であります。

委員長 ただいま、北川委員より、請願第1号の審査に当たり、委員からの質疑に対し、柴口委員、黒川委員へ説明を求める動議が出されました。

紹介議員の説明を求める場合、高浜市議会会議規則第133条第1項の規定により、審査のため必要と認められるときは、紹介議員の説明を求めることができるとし、同条第2項の規定で、要求があったときは、それに応じなければならないとなっております。

お諮りいたします。

請願第1号の審査に当たり、委員からの質疑に対し、柴口委員、黒川委員へ説明を求めることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 挙手多数であります。

よって、本動議は可決されました。

それでは、請願第1号の審査に当たり、委員からの質疑に対し、柴口委員、黒川委員へ説明を求めますが、答弁できない場合はその旨をお伝えください。

質疑を許します。

問（10） ありがとうございます。まず、請願、それぞれ請願者が違うわけですので、一緒に審査をするというわけにはいかないですが、請願の本文に関してはほぼ同じ意味合いの請願であると思います。ついては、請願1号、請願3号の紹介議員さん、3名おられますけれども、3名とも同じ方々であります。この両方の請願の紹介議員をされたというその本意の部分、これを少しお聞かせいただきたいなということがございます。

その意味合いとして、なぜそれがあるかというと、これ下に署名簿みたいのがついてるんですよ、この請願書に。署名か何かを集められたという話はちょっと聞いてないもんですから、通常だと請願者足す何筆の署名というのが聞こえてくるんですけども、そのところを、これ紹介議員さんの方もしっかりと署名に協力をされてやってきたのかも含めてお聞かせをいただきたいと思います。請願 1 のほうです。

委員長 柴口委員、答えられますか。

答（12） 署名数に関しては、請願文書表の案のほうに書いてあると思うんですけども、今回、1号と3号で内容が同じというか、3号のほうは通院も入っております。1号のほうは入院のみということなんですが、私も一般質問を通じて通院、入院ともできないなら、せめて入院だけでもということで質問をさせていただいておる中で、こうした今回、18歳高校生世代までの入院医療費無料化を求めるということで、確かにこれまで求めてきたことと同じということで、これは市民からの要望ということで紹介議員をさせていただいておるところであります。

問（10） ありがとうございます。委員が言われてきたことというのは重々承知をしておりますけれども、特にこの請願 1 号の中身を見ますと、他市がやってるのに高浜だけやってないと、だからやれみたいなことしか書いてないんですよ。これってちょっとどうなのか、政策的にどうだとか何とかっていうところがほとんど見えてこないんですけども。やっぱり請願の紹介議員ということに関しては、それなりの責任を持ってあれするわけですけれども、どのような説明をされてきたのかということのもあわせて聞かせていただければありがたいんですけど。

答（12） 今、入院までやっていないのが高浜と東浦で、来月から東浦も始めるということなんですけど、そうなってしまうと高浜だけ入院も通院もやらないと。そうした中で、やっぱり子育て世帯を応援するために、どんどん若い人が入ってきていただかないといけないという思いもあるもんですから、ぜひ高浜もやってほしいということでこれはお願いもしてましたし、紹介議員になることについても何ら問題ないかなと思ってさせていただきました。

問（2） 審査を行う上で非常に重要なことですので紹介議員にお尋ねをしたいと思います。2点ほどあります。

まず1点ですが、この請願第1号について、11番議員の一般質問において、18歳の高校生世代までの入院費の無料化について実施の方向で進める旨の答弁が当局はしており

ます。紹介議員としてこの請願に名を連ねる前に、実際にこれを確認しなかったのかということを１点目にお聞きしたいのと。

２点目として、請願の紹介議員として署名をしているわけですので、こちら積算、すなわち予算の見込額及び対象人数、また財源の裏付けについて実施可能な根拠を添えて答弁をお願いします。

答（１２） この１号に関しましては、集まってから紹介議員として署名させていただいたんですけど、３号に関しても、市の当局の６月の一般質問ではされないということだったんですが、それも踏まえて今回請願として署名活動をさせていただいたところであるんですけども。

問（２） ２点目の質問として、これを実施するに当たり、積算、すなわち予算の見込額それから対象人数、また財源の裏付けについて実施可能な根拠を添えてお答えください。

答（１２） 今回の入院費について、６月のときに約４６０万円と御説明がありました。この４６０万円をどこをどう使うかはちょっと当局側によると思うんですけども、一般会計予算に比べたらわずかなものであるのもので、それができないのかということで考えております。そうしたお願いです。

問（２） 具体的な部分についてちょっとお示ししていただけなかったのが非常に残念であります。ちよっともう一点質問をしたいんですけど、これ実施するに当たって、どういったお考えを持って見えるのかということで、実際、窓口での現物給付方式と後日お金を繰戻す償還払いのどちらを考えてみえるのかお答えください。

答（１２） 現物給付を考えています。償還払いですと、まず払わないといけない。なかなか費用が最初に払うことが困難な方々のためにもできれば窓口払いのほうがいいかと思えます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、これで質疑を打ち切ります。

次に、請願第１号についての意見を求めます。

意（６） 多数の署名が集まったとのことで理解いたします。県内では高浜市だけが

入院医療費の無料化を実施しないことになるとありましたけれども、それぞれの自治体で財政状況が異なります。過日の一般質問の答弁で、市長が来年度から本市でも入院医療費の無料化を行うと言われておりましたので、この請願には反対とさせていただきます。

意（10） 基本的にこの請願の文章において、先ほど言ったように、他市ではやっていて高浜だけやってないからやってくれというようなそういうものではなく、これは政策的に進めるべき話であって、この請願においてはそういったものが全く見られないということ。

それからもう一点は、医療費を気にすることなく入院できるというようなことが書いてあります。医療において入院というのは入院が必要だから入院するわけであって、これはお金の話とくつつけるべきことではありません。そのところが請願の文章としては非常に気になるということがあります。

それから、医療費には、先ほど460万円とか言われましたけども、非常に多額の財政負担が必要となります。さらには、償還払いではなくて窓口での無償化ということになると、そのシステム改修等にやはり何百万も下手すると千万単位のお金がかかるということは明白であります。

よって、しっかりとその部分を精査すべきところは精査して進めるべきということで、この請願には反対とさせていただきます。

意（12） 本請願に関しては、現在15歳までとしている子ども医療費の助成について、これを18歳まで拡大をすることを求める内容となっています。この入院医療費無料化を拡大させることについては、先ほど申しましたが一般質問を通じて私が従来求めてきたことでもありまして、また、先日11番議員の一般質問の中で市長からも来年度から長期間にわたり高校生世代まで入院医療費の無料化を行うとの発言がありました。

こうした内容に関する市民からの要望に関して反対する理由というのが見当たりませんので、この請願に賛成とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第1号についての意見を終了いたします。

(11) 請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳年度末まで拡大することを求める請願

委員長 意見を求めます。

「委員長、動議。」と発声するものあり。

委員長 10番、北川委員。

意(10) 請願1と同じように、請願3に対しましても紹介議員さんのほうに質疑を行いたいというふうに思います。ぜひこれをお許しいただければということで動議をさせていただきます。

委員長 ただいま、北川委員より請願第3号の審査に当たり、委員からの質疑に対し、柴口委員、黒川委員へ説明を求める動議が出されました。

紹介議員の説明を求める場合、高浜市議会会議規則第133条第1項の規定により、審査のため必要と認めるときは、紹介議員の説明を求めることができるとし、同条第2項の規定では、要求があったときはそれに応じなければならないとされております。

お諮りいたします。

請願第3号の審査に当たり、委員からの質疑に対し、柴口委員、黒川委員へ説明を求めることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 挙手多数であります。

よって、本動議は可決されました。

それでは、請願第3号の審査に当たり、委員からの質疑に対し、柴口委員、黒川委員へ説明を求めますが、答弁できない場合はその旨をお伝えください。

質疑を許します。

意(14) これは先ほど言われたように、請願1号と請願3号は似ておるんですが、1号よりももっと採択しやすいようにということで市民の方からお話がありましたので紹介議員になったものでございます。

委員長 何に対しての質疑ですか。今、質疑を求めています。

黒川委員、今の意見ですか。

答（14） 意見。

委員長 ほかに質疑は。

問（10） それでは先ほど請願 1 でもございましたけれども、これ財政負担というのは確実に増えるというふうに思います。おおむねの金額で構いませんけれども、この医療費の無償化、これに関してどれほどの概算予算を考えているのか、これが年間幾らっていうだけではなくて、それは恒久的にそれがかかってくるということになりますので、それをもし掴んで見えるのであれば教えていただきたいと思います。

答（14） 数字は把握しておりません。

答（12） 2023年度の中学生に対する医療費助成実績ということで、入院費ですね、先ほど申しましたが、約460万円。通院費については約4,180万円。合計にすると4,640万円と答弁を受けて認識をしております。そうした中で恒久的なことなんですから、これは市民からぜひお願いしたいということで受けてますので、そうした財源については当局のほうで考えていただく、それに関しては要望として受止めて署名をさせていただいております。

意（10） 非常に多額な金額なので、これ右から左へというわけにはなかなかいかないというふうに思いますけれども、その部分にはちょっと懸念が残るということですけども。もう一点、医療機関のほうがちよっと構造的に変わっていつてしまう恐れがあるのかなという気がいたします。今お子さんたちが16歳から18歳までですか、その方々が有償での医療ということになったのが無償ということになることによって医療機関の構造的な問題、その方々の患者数が増えることによってほかの患者に手が回りにくくなってしまうという構造的な問題。それからもう一つは、例えば高所得者層と言われる方々に対しても同じサービスが行われていくということになります。結局、この陳情書に謳ってありますように、非常に今厳しい経済的な理由でということとは十分に分かるんですけども、そういう俗に言う富裕層と言われる方々に対しても同じサービスを提供していくということになるんですけども、そこについての公平性の問題っていうのはどのようにお考えになっているのかをお尋ねしたいんですけども。

答（12） 病院が忙しくなるというお話ですけども、実際に無料化されてないことによって受ける診療、病院に行くのをためらっているところもなかなか家計が苦しくてそうした方もおられるんじゃないかと思います。そうした方に対して援助するのは必要で

あるかとは思っております。

あと高所得者についてなんですが、こうした低所得者、高所得者は別にして、市として子育て世帯を応援するって形で高浜市としても他の市がどんどん入院、通院費を進めている中で、高浜市としてもそうした流れ、流れというとおかしいですけども、そうしたところで子育て世帯に対して手を差し伸べるというそうしたことが必要ではないかと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、これで質疑を打ち切ります。

次に、請願第3号についての意見を求めます。

意（6） 当局から出されました令和7年度の予算編成についての中で、重点的取組事業の1番目に、安心・安全な子育て環境に関する事業と掲げられております。来年度から入院医療費の無料化を行うと言われておりますので、そちらをしっかりと実行していただきたいと思います。医療費無料化の18歳まで拡大する財源確保は厳しいと考えておりますので、この請願には反対させていただきます。

意（12） 本請願は先ほどの第1号の入院に加えて通院についても18歳まで拡大することを求める内容となっております。昨年9月定例会でも出されましたが、そのときよりもさらに250筆を上回る署名数となっており、物価高騰で苦しんでいる子育て世帯の方々の強い願い、そして若い世代を応援したいという方々がいかに多いかが分かります。本市においても、来年度から入院費については18歳年度末まで拡大されるとのことで大変歓迎をしております。しかし、現在高浜市と同じく入院、通院ともに15歳年度末まで無料である東浦町につきましては、来月から入院、通院ともに18歳年度末まで拡大がなされます。近隣市では既に通院も無料となっている安城市に加えて、碧南市、刈谷市でも今後通院も無料になる状況において、本市においても拡大されるべきであると考え、これを求める本請願には賛成いたします。

意（10） この請願に対しましては反対であります。一つは財政負担の増加、これは先ほどもありましたように年間で4,640万円、2023年度とのことで先ほどご紹介がございましたけれども、当然一般的にいうコンビニ受診のようなものが増えていくだろうとい

うことで、これが5,000万円とか6,000万円とか年間でなっていけば、非常に多額の金額になるということ。それからもう一点は、現在の医療というものは無償化によって医療の価値とかコスト意識っていうのは希薄化していく恐れもあると言われております。医療リソースを無駄に使うケースが増える、これは先ほど言ったコンビニ受診と言われるようなことでありますけども、医療に対する感謝とか節度、こういったものが失われていくということもと言われております。

それから医療機関の影響もそうですけれども、医療制度全体への影響も当然考えなければなりません。子ども医療費の無償化が進むとほかの世代への医療支給が手薄になるという可能性もあり、全体的な医療制度の持続可能性が課題になってくるということもと言われております。まだまだ高齢化社会に向けた医療リソースの配分をどのように最適化するかということが重要になるまでしばらくの時間が必要ではないかということも考えるところでありますので、この請願に対しましては、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第3号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第50号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第52号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

挙手全員により原案可決

(6) 議案第61号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

(7) 議案第62号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(8) 議案第63号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(9) 議案第65号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(10) 請願第1号 18歳高校生世代までの入院医療費無料化を求める請願

挙手少数により不採択

(11) 請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳年度末まで拡大することを求める
請願

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして総務建設委員会を閉会します。

委員長挨拶

終了 午前10時33分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長